

## 規制改革会議 地域活性化TF 議事概要

1. 日 時：平成20年9月9日(月) 14:30~15:30
2. 場 所：永田町合同庁舎2階 中会議室
3. 議 題：草加市ヒアリング  
「公共工事の年度前入札の解禁等について」
4. 出席者：草加市 市長付地方主権推進担当 特命理事 中村 卓  
規制改革会議 米田主査

事務局 では、早速始めたいと思います。

本日は、草加市役所の市長付でいらっしゃいます中村様にお越しいただきまして、公共工事の年度前入札の入札制度改革に関しまして、お話を伺いたいと思っております。

本テーマは、構造改革特区への要望として、平成15年から数回にわたり御提案いただいておりますが、なかなか思うように前に進んでいないという内容でございます。

これまでのやりとりも含めて、問題意識等をお話しいただきながら、意見交換を進めていきたいと思っております。

では、最初の20~30分で御説明をよろしくお願いいたします。

中村特命理事 中村でございます。今日はよろしくお願いいたします。

順番がいろいろごちゃごちゃしてしまうと思いますので、最初に、私どもが抱えている工事の現状からお話しさせていただきたいと思っております。

この案件は、実は今日もある自治体から問い合わせいただいたんですが、週に1回ぐらい、全国の自治体から問い合わせをいただいております。そのたびに、おたくもきちんと一緒にやろうよと声をかけているんですが、なかなか一緒に地方でまとまって国に対して要望するところまでいかない案件でございます。私どもの方でやっております。

問題意識としては、全国の地方自治体でかなり共通の問題がございます。特に現場サイドで大変大きな悩みを抱えているということでございました。

まず、工事の状況ですが、私ども草加も含めまして、特に市町村の工事全体については、額的には減少しておるといってございまして。これは全体的に骨格としてのインフラはかなりできてきたかなと思います。

次は枝葉の話で、工事のロットが小さくなっている。それから、地方財政が窮屈になっていて、なかなか公共工事にお金が回せないということがございまして、金額的にはかなり絞られてきておりますが、本数的には少しずつは減っておりますけれども、かなりの本数を抱えているという状況でございます。草加の場合には、一番大きいものは公共下水道で、全国的にも今、道路よりも、むしろ下水道関係の工事の方が多いう状況かなと思います。

これに合わせまして、国庫補助対象も以前よりはロードの小さな工事も補助対象にさせていただいているという状況でございます。以前は単独の工事が多かったんですが、草加で以前3割ぐらいあったんでしょうかね。大きな幹線工事につきましては補助対象になるんですが、小さな枝線の工事については単独ということがございました。今はおおむね枝線の工事になっておりますので、それも含めて補助対象になっておりまして、本数で半分ぐらいが補助対象でございます。

もう一つの傾向としましては、バブルが崩壊した後ちょっとの間、債務負担行為、いわゆるゼロ国という形で、国庫債務負担行為があって、前倒し執行ができたんですが、この10年ほどはないという状況でございます。すべてそういう関連の、いわゆる国の方で地方に対して国庫債務負担行為を組んで、前倒し執行をするというスキームの補助事業はないという状況でございます。

継続事業についても非常に絞られておりまして、例えば橋梁工事についても、下部溝、上部溝、橋梁の橋をわたす工事と3か年にわたって、単独工事でそれぞれ発注するという一方で、継続でやれば18か月でできるものを3年かけてやっているという状況でございます。

そういう形で、国の予算組そのものが地方に対しては単年度事業で補助事業として執行されているという状況でございます。

もう一つは、単価の入れ替えが非常に厳密でございます。これは会計検査とかの方が決まるかと思いますが、4月1日に必ず単価を入れ替えます。これについては、補助事業について必ず県の検査もございますので、一斉に単価を入れ替えて、再積算をした上で発注するという形でございますので、どうしても再積算の上で入札にかけるということで、早くても5月下旬ごろに入札の手続に入るという形になっておりまして、どうしても工事が少しずつ後ろにずれていくという状況でございます。

そんなことも含めまして、国の予算組みの単年度主義、財務会計上の単年度主義の弊害がかなりあるということで、かなり前から提案させていただいているわけです。

お手元の資料の1枚目でございますが、まず、入札については、法令上明記されているわけではないんですが、総務省の地方財務に関するルールとしまして、入札というのは契約の準備行為であって、支出負担行為ということではないんだけど、やはり一連の行為であり、予算執行に係るので、年度前はだめということで、基本的にこれはできないということがございます。

そんなことで、4月1日に行わなければならない。なおかつ、先ほども申し上げましたように、国庫補助費については、全部単価入れ替えでございますので、どうあれ、4月1日以降の作業になってしまうということがございます。

それから、工事に関わらず、すべての単年度事業につきましては、国の方で予算が確定してから、各省ごとにいろいろ文書が流されてきたりしまして、そこから始めますので、委託業務についても、かなり後にずれてくる傾向があるということで、なおかつ、最近はいわゆる手を挙げて、公募方式の補助事業が多いものですから、それも含めて執行がどんどん後ろにずれているという状況です。

草加市でも、単独事業につきましては、相当債務負担行為工事をやっております。ただ、これを使いましても、いわゆる単独工事というのは、ロットの小さな工事が多いものから、なかなか債務負担行為工事を単独事業で一生懸命組んでも、いわゆる平準化まで至らないという状況がある。

結果として、年度末に工事の仕上げと駆け込み、検査、繰越明許をする場合の出来高確認、あるいは継続工事の出来高確認の作業がいつも集中いたします。これは職員ばかりではなくて、業者さんの方も総動員体制ということがございます。

継続費についても同様の問題がございまして、なかなか使いづらい部分がございますので、これが制度として活用できないという状況もございます。

例えば橋梁工事について申し上げましたように、継続でやられれば、18 か月、20 か月でできるものを単年度で3年かけてやっているという状況も、今の草加市はございませんが、数年前まであったという状況でございます。

そんなことで、1つには、契約行為の年度区分規制を緩和していただけないだろうか。つまり、年度開始前入札は、工事に関わらず、委託業務等もいわゆる年間契約につきましても、例外的に長期継続契約ができるという形で制度が平成17年にできましたけれども、これはあくまでもリース契約ですとか、4月1日から契約を開始する小さな施設管理契約とか、そういったものに絞らざるを得ない。つまり、特定の業者に3年も4年も固定的に契約するというのは、やはり競争原理を阻害するというのもございまして、これは濫用できないということもございまして、どの自治体でもかなり絞っていると思います。

そんなこともございまして、年度開始前の入札、仮契約を可能にさせていただくことによって、かなりいろんな問題が解決できるのではないかという認識を持っております。

継続費の弾力運用は、今、申し上げたように、年度末の精算が、特に建築関係では非常に大変な作業になりまして、国あるいは県も草加市も業者も、特に現場が大変なんですけれども、大変な問題がございますので、これをもう少し弾力運用しながら、厳密な出来高精算主義でない形の、いわゆる契約ベースでの支払が仮に可能になったとすると、この継続事業というのは、かなり使いやすくなるかなという提案も現場からございます。

それから、これは若干変則的な提案でございますが、年度に関わらず、行政の場合には、予算上の年度と事業の年度が全く一致するわけです。つまり、年度が終わると事業が終わる。年度が始まると、事業がそこから手続も含めて始まる。これがまさにお役所仕事ということでございますので、仮に複数年度の予算議決をしていただいて、毎年1年度分をローリングしていくというシステムが導入できるとすれば、ノンストップ化ができるだろう。つまり、契約期限を3月末、あるいは4月1日以降という形で区切らずに予算執行ができる、契約もできるという形がとれますので、3年以上の契約については継続事業になりますけれども、そんな形で複数年度のローリング予算制度というものを提案した経過がございます。

それから、関連提案といたしまして、やはりこれに合わせて、国庫補助事業についての運用改善をお願いしたいということで、継続事業制度の活用ですとか、補助金関連の手続等の簡素化ですとか、あるいは先ほど申し上げました積算作業の運用の弾力化等をお願いしたいということ、この間、一貫して主張させていただいてきたわけでございます。

具体的な話に入ります前に、ブルーの参考資料1をごらんいただければと思います。草加市の年間工事の施工状況ということでございまして、A4の縦の資料になります。

4月～3月までは、これだけの本数をこの間に現場で工事している、もしくは契約に入っているという部分を表示してあります。例えば4月ですと、前年度に債務負担行為を含んだ工事、もしくは一部繰越明許等で残工事があった場合にそれを表示しておりますが、それが21件あるということですね。これは金額が1,000万円以上の普通会計ベースの工事になります。失礼。公共下水も入っておりますので、いわゆる一般の工事になります。企業会計部分は除いてあります。

6月からぼちぼちその年度の工事が入って、ずっと増えてきて、11月ごろピークを迎えて、年度末までがずっと工事がずれ込んでいくという形になります。ですから、これだけ繁忙期と閑散期の格差がある。

これは恐らく、草加市は比較的単独工事での債務負担行為の工事を組んでいる方でございますので、そういうことをやっていないところは、もっと繁忙期と閑散期の工事の本数の格差があるだろうと考えられますので、これが全国の自治体、国も都道府県も含めて、こんな傾向であるとすると、なかなか厳しいものがあるなと思います。

御案内のとおり、今、工事については、いわゆる現場の代理人さんと常駐しながら工事の管理をするという現場体制を義務づけておりますので、現場代理人と主任技術者については、ずっと1つの現場があれば常駐だよということになりますので、それはしかも全部常勤である。その企業の社員であることを社会保険関連の書類で明確にさせていただいた上で、それを点数化して、それで入札資格という形になりますので、コアとなるスタッフについては、いわゆる臨時的な雇用という形では採れないですね。

ということで、工事の本数が多いときはフル稼働でございますけれども、それ以外のときには、その人たちが遊んでいるという状況でございます。その中でなおかつ競争が非常に厳しくなっているということで、現場を支えていただいている施工業者さんの方は、おおむね青息吐息という状況なのかなということでございます。

そんなこともございまして、これはやはり公共工事の生産性を高めるということが、行政側にとっても、いわゆる施工業者側にとっても、請負業者側にとっても、非常に重要なポイントになってくるかなと思います。工事の金額なりは減っておりますので、せめて収益性だけはきちんと維持していただいて、経営の安定化を図っていただくように。

もう一つは、そういう事業に携わっている方の雇用の安定化ということもその中で考えられるのかなということでございます。

説明資料2でございますが、めくっていただきまして、具体的に国とのやりとりについて整理させていただきました。

1つは「年度開始前に入札等手続きの解禁」でございます。これは当然でございますが、年度の開始前に入札をする、もしくは仮契約、予約契約。入札そのものが実質的に予約契約ということになるかと思えます。これは当然、停止条件付きなわけでございますので、いわゆる厳密な意味での支出負担行為に当たらないだろうと思えます。これはそういう解釈なり凡例もございまして、そうであれば、必ずしも4月1日以降でなくてもよろしいのではないかというのが、私どもの考え方でございます。それについてのやりとりをずっとしてきましたけれども、なかなか国の方からは、

前向きの回答をいただけないという状況でございます。

メリットにつきましては、書いてあるとおりでございます。非常に行政側にとっても、請負事業者側にとっても、地域の現場にとっても、3月末に細かい工事で掘り返しがあって、あちこち通れない状況というのは日常茶飯事でございますけれども、平準化することによって、そういう問題もかなりカバーできるということもございますので、いろんな面でメリットがあると考えております。

これに関連して、国の方から、入札手続きの解禁の真ん中の下の方ですが、長期継続契約制度の活用により対応可能ではないかということでございますけれども、これにつきましては、対象がおのずと絞られるということで、翌年度以降にわたり、物品を借り入れまたは役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり云々と書いてございますが、基本的にはリース契約とか、比較的競争性を意識しなくてもいいような施設の管理契約に絞られてくるということでございますので、適用対象は絞られるわけでございます。通常の委託業務については、これはおのずと使えませんので、これについて年度開始前に入札ができれば、いわゆる大半がこういう委託物は随意契約でございますので、見積合わせで年度前に処理しているという実情がございますので、入札ができる。

最近、私どもは随意契約と呼ばないで、簡易型競争契約と言うようにしております。匿名ではございませんで、見積合わせでやっているということでございます。ただ、実質的には、入札という形式をとらないだけでございまして、それも全部公表するという形で処理しようということで、今、手続を踏んでおりますので、その随意契約もやはり入札とみなすことが必要だろうと考えておりますので、いずれにしても、年度開始前にそれを執行できるようにすれば、随分自体が改善できるということでございます。

右側でございます国の補助事業について、特に寒冷地以外については債務負担は「ノー」ということで、ただ、逆に言えば、寒冷地については債務負担で誇示できるという状況もございますので、全国的にこれをもう少し幅広く活用していただいているのかなということがございます。

継続事業の弾力運用についてですが、今日は主たるテーマでございませぬので、簡略にいたします。これはお手元のA4横の参考資料2になります。これは、草加市のある市立小学校の2年の継続の建設工事でございますが、この工事に当たって、補助金関係と地方債関係でどういう書類を提出したかという提出書類の一覧表です。それぞれこういう手続きがございまして、なおかつ年度の切り替えにわたって、出来高確認をするということがございまして、この規制部分、出来上がった部分の出来高の検査、これも建築関係ですと、図面も含めて、全部書類づくりがございまして、ダンボール箱幾つという世界でございますので、これは行政ばかりだけではなくて、請負業者さんも相当な手間がかかります。これも民間であれば、契約ベースで、契約時に幾ら、あるいは中間時に幾ら、出来上がりで幾らという支払いができますので、その部分についての規制改革ができれば、継続事業については出来高生産の必要がないというところまで入っていければ、継続事業というのははるかに組みやすくなるかなと考えております。そんなことで提案させていただきました。

併せて、これだけ補助金をいただく、あるいは地方債の申請に関して、なぜ小学校の子供たちの

名簿まで出さなければいけないのだとあって、いろいろ教育現場でもあれこれ抱えておりまして、そういった形でこういう書類まで提出させていただいているということで、御参考までに整理させていただいております。

参考資料3は「ノンストップ行政」ということで、これが次の説明にリンクしてきます。

単年度単年度でのいわゆる予算審議ということが原則ではあるんですが、2か年分まとめて議決いただく。つまり今は年度年度に発生する投資的事業がかなり少なくなっておりまして、いわゆる福祉系、教育系を含めまして、経常的な事業が大半であるという状況がございまして、毎年毎年の経年的な変化がかなり少ないということがございますので、経常的な部分については、2年なり3年なりまとめて議決いただくことは十分技術的にも可能であるということもございますので、それに併せて予算を組んで、2年分を議決いただいて、勿論単年度単年度で議決いただくわけですが、その上で翌年度には、その次の1年度の部分について補正をした上で再議決いただくという形をとっていけば、年度という区切りに関わらず、事業の執行ができる。民間のような形で年度を意識せずに事業執行できる、契約手続ができる、支払いもできるということがございますので、そういう提案が草加市の内部からございまして、これも提案させていただいたということでございます。

これについては、総務省さんから研究会で検討していきたいという回答をいただきましたけれども、これについては十分触れられないままといたしますが、議論させていただいたんですが、やはり大学の先生方を含めて、単年度ということに対するこだわりというのは、かなりある委員さんもおられまして、全員御理解いただけるというところまでいかなかったもので、話としては終わってしまったという状況でございます。

今、申し上げたノンストップ行政「複数年度ローリング予算」の運営イメージというものが、最後の参考資料3にございますので、見ていただければと思います。

年度の終わりと事業の終わり、年度の始まりと事業の始まりがリンクしなくても、継続的にノンストップで地方行政が運営できるようにするにはどうすればいいかということをいろいろ内部で議論しまして、思いついたものがこれであるということでございます。

今、あちこちで基本計画、実施計画をつくっておりますが、草加市の場合は、基本構想は議会の議決をいただいているんですが、基本計画も議会の議決をいただいておりますので、それに合わせて実施計画を組んでおりますので、2年分の予算を議決するということは技術的には何でもないという状況もございます。かなり多くの市町村がそういう状況かと思っておりますので、そういうことも手法として可能であれば、こういった形で円滑にノンストップの行政サービスを、福祉系とかはノンストップでやっているわけですが、いわゆる委託物とか工事系については、年度でがちがちに区切られるということもございます。このところを何とかできればと考えています。

年度開始前入札についての国の見解なんですけれども、これはあくまでも、私どもは総務省さんの従来からの解釈であると考えておりまして、最高裁の凡例でも、先ほど申し上げましたように、入札そのものは契約ではないよということで、契約に至る一連の行為ではあるけれども、それ自体は支出負担行為ではなく、その準備行為であるということで、仮にそれを例えば議会で議決を得られなかったから契約を解除するといっても、それは契約不履行にならないという判例もございます

ので、そういった面も含めて、支出負担行為に当たらないということは、凡例上も明確になっているとするのであれば、4月1日という年度の区切りから切り離しても差し支えないのではないかと。つまり、契約に至る準備行為、つまり予約契約に至る手続については、年度開始前にできるようにということさえできれば、かなり大きな前進になるかなという気がいたしております。

雑駁な説明ですけれども、以上です。

米田主査 どうもありがとうございました。

では、今、御説明いただきました内容に沿って、基本的なことも含めて、いろいろ教えていただきたいと思っております。

私の方から、幾つか基本的なところを教えていただきたいと思います。

まず、債務負担行為です。債務負担行為の設定により、現行法でも前倒しは可能だという総務省の見解ですけれども、その場合の債務負担行為というものについて、もう少し具体的に仕組みを教えてくださいいただけますか。

中村特命理事 通常は12月議会、遅くても2月議会ですが、年度前に予算上、債務負担行為という形で、つまり契約手続だけを組めるように予算組みをいたします。これはそういった形で債務負担行為、つまり契約ができるということで議会で予算上の確認をいただいて、年度開始前に入札をして、いわゆる契約をいたします。ただ、予算そのもの、いわゆるお金そのものは、年度が変わって初めて予算が付きますので、これについては、実際に業者にお金を支払うのは4月以降になりますが、仮にお金を支払わなくてもいいよということであれば、業者さんは前倒して2月でも3月でも工事は着工して構わないわけですね。

ですから、草加市の場合も、単独事業については、12月に補正で債務負担行為を組みまして。

米田主査 だれがどの債務を負担するんですか。

中村特命理事 債務負担というのは、いわゆる契約行為まで至る部分ですので、要は将来に向けた支払いの約束を予算上明確にするということになります。

米田主査 草加市が一応その日が来るまで仮に債務を負担するわけですか。

実際にお金の手当は4月以降に支払われるわけだけれども、それまで仮に一応支払うことを約束するということですか。

中村特命理事 そういうことですね。

米田主査 草加市がですか。

中村特命理事 そうですね。そういう形で4月以降、支払いが発生する契約を行いますよということですね。

米田主査 その仕組みというのは、今、草加市の場合については、今の御説明で理解できたんですが、国が制度上債務負担行為をすることもできるんですね。

中村特命理事 国庫債務負担行為ということでできます。景気対策で従来はかなり組んでおりましたね。いわゆるゼロ国というのは、当該年度は予算ゼロである。翌年度にお金がつくけれども、国庫債務負担行為を組んで、補助事業をやってよろしいよというお墨付きを国が地方に対して、あるいは国の単独事業でもそういう形で予算組みをするわけですが、その場合には、国の予算の中で

国庫債務負担行為を組んで、それで前倒し執行をするわけです。業者にお金を渡すのが4月以降なら、つまり本予算そのものは、予算議決としては4月以降執行ですが、手続上は前年度に組めるよというものです。

米田主査 それがいわゆるバブル崩壊以降、数年間、ゼロ国というのが多く執行されたわけですが、ここ10年ぐらいは。

中村特命理事 地方に対してはほとんどない。つまり、今、申しあげました寒冷地は冬場は工事できませんので、そういう場合には早めに執行して、冬になる前に工事ができるような形で、という例外的に債務負担行為を組んでいただいたりということはあるようです。

ただ、一般のそれ以外のところでは、全く単年度事業ということで、単年度事業みたいですよ。

米田主査 それは例えば総務省側に立って説明すると、そもそも単年度主義が国の大基本であるので、ゼロ国というのは、あくまで緊急的な例外措置であるよということ、定常的にやるものではないという見解で、寒冷地だけ今も部分的に認めるけれども、一般的には認めませんよというふうになっているということですか。

中村特命理事 そうではなくて、総務省さんは、そういう予算制度があるんだから、国も地方も債務負担行為とか継続費だとかをもっと活用すればいいではないですか。それは総務省の問題ではありません。

米田主査 それは会計法の問題ですか。財務省の問題ですか。

中村特命理事 国はやはり財務省さんとか、例えばこの場合は国交省さんとかの協議がうまくまとまらなければ、なかなか継続費だとか、債務負担行為は組みにくいわけです。まして予算を絞ろうとする場合には、そういったものは、景気対策とか例外的にそういう措置が必要だと政治的な動きがあった場合には、そういう予算措置というのは出てくるわけですが、そうでない場合には、制度的に単年度予算原則の例外措置ですので、積極的に国が組まないんだろうと思います。

米田主査 大体ゼロ国の場合は、全体量の例えば1割とか2割とか、そういう制限はかつてあったんでしょうか。

中村特命理事 以前はかなり多かったと思います。地方に対しても、国の中でもゼロ国を組んで、早目に前倒し執行率7割とか、そういう目標値を決めて、かなりの金額、債務負担行為で工事を前倒し執行したという年もあったと思います。

米田主査 今、まさに参考資料1を見ますと、工事量の平準化というのは、草加市にとっても、草加市の建設業の方にとっても悲願ですね。これだけ工事が年度始めと年度末とまた違うわけですね。しかも、現場代理人を常駐、常勤しなければいけないという中で、建設会社はピーク時に合わせて現場管理者を置くわけですから、そうするとほかの時期は、その方たちが遊んでしまうということになって、それがまた今、公共事業が減って、各建設会社が厳しい状況にある中で、更に経営を圧迫する大きな要因になっているわけですね。やはり丁寧なものづくりの面から考えても、労働の平準化というのは非常に理想的だし、草加市役所の方がおっしゃっていることは、非常に合理性に富んだ要求ではないかと、私自身も個人的に思います。

しかしながら、やはりそこは会計法の単年度主義の問題なんですよ。

中村特命理事 そうですね。結局、つまり憲法から来ているんだと思いますが、4月に始まって3月に終わるということから、いろいろ自治法だとか、あるいは会計法だとかにそのままスライドしているわけですが、ではどこまでそれをしなければいけないのかというのは、あとは単年度主義に対する解釈の問題だと思います。

米田主査 私が伺いたいのは、例えばこういう草加市において、現場感覚で十分なんですけどそういう前倒し発注を何割程度の工事について前倒しができれば、ある程度工事の平準化が望めるんでしょうか。

中村特命理事 行政側としては、正直申し上げて、4月は単価の入れ替えとか、設計作業に追われる。それから、徐々に入札とか工事に入っていくということなので、市側としては、人はそれなりに回せるんです。年度末は忙しいです。年度末は翌年度の設計積算ですとか、入札準備とか、あるいは議会対応だとか、いろんなものが一遍に入ってきます。検査も入ってきます。2月の終わりから3月にかけてはやたらと忙しい。ただ、4月になって暇になるかというと、新たな年度に対する仕込みが入ってくる。

ところが、業者さん側は工事ですから、4月、5月、6月は全く遊んでしまうんですね。だから、この問題で一番悩みを抱えているのは、やはり行政側よりも施工業者であると思います。それは人だけではなくて、機材、資材も遊びますのでね。

米田主査 例えば全工事業のどのぐらいの割合を。

中村特命理事 業者側からすると、私も実は4年ほど前まで指名委員長をやっておりまして、事業団体とかなりそういう議論をしたんですが、本当にフラットに平準化されることが理想なわけです。

米田主査 ですから、例えば全体の3割を前倒し発注の枠で設けてくださいというのであれば、まだ単年度主義という原則を見ないながらも、半分を超える額を前倒しするというのは、やはりなかなか大変な交渉になってくるのではないかと思うんですが、例えば今、予算は毎年どんどん緊縮財政になっていますけれども、大体全体の2～3割であれば、前倒しをしても、それが翌年、それが議会で否決されることもないだろうという見込があれば、全体の2割ぐらいは前倒し発注でもいいのではないかと思うとかいうような、そういう割合は何かありませんか。

中村特命理事 単独事業については、相当前倒し発注を既にしていますので、国庫補助事業について、例えば3割なら3割を前倒し発注できるような体制を組んでいただくとかということはあると思います。

米田主査 例えば3割だったら、相当平準化できると思いますか。

中村特命理事 できると思います。

米田主査 やはり国は会計法によって成立していますので、幾らなんでも、半分以上はお願いしますという要求はしづらいものですか。それが例えば2割ぐらいだとどうですか。1つのイメージとしては、できれば3割ぐらい前倒しにすれば、大体平準化されていくのではないかという感じがすね。

草加市さんの御主張としては、以前ゼロ国で例外的と言いつつも、前倒し発注が多く行われてき

た時期もあるので、今、建設業というのは底割れで危機的な状況ですね。ですから、非常時という言い方もできるけれども、それよりもむしろ定常的に平準化を目指すためには、前倒し発注をもっと制度化して、3割ぐらい前倒ししてくれるような枠を設けていただくと、結構いい公共事業の運用形態が確率できるということですね。

中村特命理事 手法として債務負担行為を活用するというのが1つある。

もう一つは、年度開始前に入札をできるようにするということがある。

もう一つは、先ほど申し上げましたように、国庫補助事業の場合に、4月1日時点で各都道府県から出された単価表で全部数字を置き換えるわけです。

米田主査 それが大変ですね。

中村特命理事 それが必ずしも4月1日の単価でなくても、例えば前年の9月なり10月なりに出されている単価表を使ってやって、それでもいいということであれば、これもかなり平準化、つまり前倒しの執行をしても、スムーズに処理できるということになってきますね。

米田主査 ただ、今は相当鋼材や資機材の値動きが激しいものですから、それは別の意味で、今、単品スライド方式も導入しようとしている中で、結構業者側から見ると別の議論も出てくるかもしれませんね。

中村特命理事 それにしても、それも含めて最終的には入札で価格を決めるわけです。つまり、行政側がいわゆる設計・積算した金額で業者側さんが握手しながらやっていくという世界ではありませんので、今、非常に大きな問題は、低価格入札が非常に大きな問題です。土木系は本当に5～6割ぐらいで受注する業者が結構多いんですよ。

米田主査 草加市は最低制限価格制度は設けていらっしゃるんですか。

中村特命理事 持っていますけれども、協議した上で特に問題なければ。

米田主査 では、低価格調査をかけられて、調査して問題がなければ、そのまま執行されるという形なんですか。

中村特命理事 そうです。ですから、そんなことも含めて、要するに最終的には、業者さんの競争で決まりますので、4月1日の単価を使って、最新のものを使うのに越したことはないにしても。

米田主査 でも、物価のいろんな指標は、今、各省から出ておりますので、それを使ってかけ算をして額を出すこともできますね。

中村特命理事 例えば4月に契約をするのであれば、2月末の単価表を使いなさいとか、そんな直近のものを使うという形で規制改革をしていただければ、作業的にはぐっとやりやすくなるんですね。

米田主査 そうですね。積算資料で毎月単価表は出ていますから、それを使えば、そんなに今の問題はないですね。

あと、先ほど債務保証を使うのが1つの方法であって、もう一つは、入札に対するいろんな準備を、それはただ準備であるということで、契約以前の問題だから、議決前から始めるということで、1、2月ぐらいから4月には発注できるように入札を前倒しで行うという、発注における契約で初めてお金が決まるわけだから、それまでは準備期間として、年度前にやってもいいのではないかと

いう方法もあるよということですか。

中村特命理事 債務負担行為というのは、予算づけは4月以降ですが、前年度に契約をしてもいいという形ですので、業者さんによっては、早々に前の年度の工事を2月なら2月にある程度終わらせてしまって、3月には人が余るという業者さんもおられますので、その場合には、さっさと資材とかを用意して、現場に入ってしまうんです。

米田主査 債務負担の場合は、契約自身ができるということで、もう一つの案として言われていた分は、契約は4月以降にしても、その前の入札のことは、もう年度前に済ませておく。それで4月1日からすぐに働けるようにする。今でもどうせ年度末は忙しいわけですから、その2つを組み合わせれば、工事の平準化ができるという御説明ですね。

中村特命理事 はい。

米田主査 そのときに、積算単価が4月1日に更新になるのが問題になるけれども、それについては直近の単価表を使い代用するので、十分に合理的な説明ができるという御主張ですね。

今ので、前倒し発注に対する草加市の御主張は理解できたんですが、もう一の、複数年継続の場合にちょっと移らせていただきたいと思いますが、複数年の場合、まず複数年の事業そのものが相当絞られているという事実がありますね。

中村特命理事 これは逆に契約行為について、今のお話をいただいているような規制改革ができれば、かなりいろいろ動きやすいものが出てくるんですが、それにしても、例えば委託契約にしても、特に国庫補助金がついた委託物というのは、福祉系などですと毎年同じ事業でやっていますので特に問題はないんですが、それ以外の単年度のモデル調査とかは、大体事業に入れるのが9月以降ですから、実質的に業務に携われる期間が5～6か月ぐらいです。これはやはり何とかしなければいかぬということがございますので、国の予算と地方の予算の年度を変えることも方法かなと議論しているんですが、工事は今のお話の問題でかなりカバーできますが、その他の委託物の調査物の部分をどうするかということを考えていくと、なかなかうまい方法が出てこないんです。

米田主査 ちなみに福祉では、継続事業が比較的行いやすいという話ですがね。

中村特命理事 継続というか、福祉サービスというのは、事業そのものはずっと継続わけです。

米田主査 それはそうなんですけれども、福祉サービスというのは、そういう複数年契約ができやすいんですか。

中村特命理事 複数年契約にはなっていません。契約行為でやっているものもありますけれども、基本的には、いわゆるもろもろのサービス契約、デイサービスとか、そういったものについては単年度の契約ですけれども、実質的にはほとんど随意契約でやっているんです。ですから、4月1日からサービスを開始するという形になります。3月で閉めて。

米田主査 福祉の場合は、4月～8月まで休みますというわけにはいきませんものね。

中村特命理事 いきません。

米田主査 本当に、今、入札改革で、私などが聞いておりますところによると、どんどん契約時期が後ろにずれていて、本来は前にしたいという要望がありながら、実態はいろんな随意契約に対する制限等々があって、結局どんどん後ろにずれているというお話を聞くことがあるんですが、そ

れは事実ですか。

中村特命理事 今、各省庁とも、従来型の枠にはまった補助金ではなくて、提案を受けて、地方の提案の中でいいものを選びすぐって、そこに戻り調査という形で補助金を出すというものが多いんですよ。地域再生とか、こちらの方でやっていらっしゃる事業などもそうなんです。そうすると、国の方からそういうお話をいただいて、いろいろ準備を前年度からするにしても、正式な手続としては、国の予算づけが終わって、正式な説明会があって、そこで地方も予算組みしてという形になりますので、うっかりすると、秋に補正予算を組んで、10月からその事業にとっかかるということは随分あります。

ですから、これはそのモデル調査ならモデル調査でやる中身が、ある意味では薄っぺらなものになってしまう、つじつま合わせになってしまうんです。

米田主査 そうですね。やはり調査によっては、複数年かかる調査もありますね。そういうものも結局単年度に分けて発注されるわけですか。

中村特命理事 勿論単年度です。ですから、それはできれば、私どもとしては、せめて4月～3月、2月ごろまでしっかりと事業期間をとってやりたいという思いはありますね。それはいろんな自治体が同じような問題を抱えています。

もう一つは、国の補助事業でなくても、例えばよく出てくるのがいわゆる清掃業務ですね。ごみの収集運搬。いわゆる最終的な清掃工場については、行政が直接やっているケースが多いんですが、収集運搬は大半が民間委託をしています。これは作業を切ることはできません。とはいっても、長期継続契約の対象にはならない。どうするかというと、大体のところは、見積合わせで随意契約なんです。これは競争が働かない世界です。

ですから、仮にそういったところで競争性を働かせようとするれば、年度前に準備行為として入札を行うということがあれば、清掃業務などというのは物すごく巨額の金額ですので、競争原理が働いていますね。一番ターゲットとして大きいのは、清掃業務です。イメージ的には、それがいろんな政治的な問題もございますので、地域で競争性を働かせるということは、逆にその事業が取れない場合、その業者さんはつぶれますので、ただ、今ですとほとんど業者が固定化されています。全国津々浦々、民間委託している清掃事業というのは、単価が物価スライドでしか変わっていきません。ほとんど公務員がやっているのと同じぐらいのところまで来ているんです。ですから、民間委託しているメリットが出てこないんです。そこで競争性を導入しようとするれば、随意契約ではなくて、年度開始前にきちんと入札をして、なおかつ4月1日からスムーズに清掃サービス、つまりごみの収集運搬サービスに入れるようなスキームをつくっていかねばいけない。幾つか同じような事例がございますので、そういう点も含めて、入札制度そのものがきちんと機能できるような仕組みが必要だろうということでございます。

米田主査 今の清掃業務のことも含めて、実はそういう分野で実質的に隋契しかできないために高止まりしている事業は結構多いですね。そういうところを本当に直したいんだけど、そこは直せないまま、ほかで半年間ずつしか調査が継続できないようなことが来ているわけですね。

そのときに、先ほどの複数年度ローリング予算の参考資料3にあるとおり、このローリング予算

を御提案いただいているわけですが、この中で一番問題、これができない問題というのは、まず複数年議決ができないということですか。

中村特命理事 そうですね。数年度の議決は勿論取れませんので、できません。

米田主査 でも、例えば福祉サービスに準じる形みたいにはできないんですかね。

中村特命理事 それもいずれにしても、3月末に一旦閉めて、出納閉鎖期間中に整理をしてということやっていくわけですね。予算上は決算で閉めるわけですので、それを単年度単年度の予算で計上してという形になります。

ですから、必ずしもそういう福祉系のサービス事業自体が継続的な契約を結んでいるということではないんです。

米田主査 実務上継続はしているけれども、形は毎年毎年やっている。

中村特命理事 そうですね。

米田主査 ここで御提案されているのは、そうではなくて、複数年契約で2年間、3年間でやるような仕事をこなせるような体制づくりが必要ではないかというわけなんです。

中村特命理事 このノンストップ行政というのは、究極的に、趣旨は、今、公会計改革の中で、いわゆる発生複式を導入しようという動きもあるわけです。民間のよさというのは、まず発生主義会計、発生主義で複式でやりますので、資産と債務の関係だけではなくて、発生主義で全体の処理ができるんです。そういう形で、今、国、地方の財務制度も会計制度も変わろうとしているわけですので、今のがちがちの単年度現金主義という枠から離れて、たまたま予算決算の手続き上、年度で区切るんだよということまで持っていけば、つまり民間の会計処理と同じ発想をできるように、国も地方もやっていけば、国も地方も債務関係に係る業務というのは、物すごく多いと思います。我々地方でも見えていますと。

米田主査 現金単年度主義による弊害というのは、物すごく大きいものがありますね。本当に発生複式の方に変えるだけで、随分仕掛品の処理が楽になるし、いいですね。私も全く同感です。

中村特命理事 完全な発生複式を導入すれば、リアルタイムで毎日毎日のそれこそ日報ベースで数字が出てくるわけですから、それである程度のところで決算処理をして、それで予算組みをしてやっていくという形で、十分説明責任は果たせると私は思っているものですから、その流れの中で、私どもの財政課の方から、公会計改革をやるんだったら、それも徹底的にやりながら、民間企業のような会計処理ができるようなところに持っていけば、今の単年度主義にまつわる悩みというのは一挙に解消するねという話もございまして、そういう問題意識をここで提案させていただいたということです。

ですから、ある意味では、これは今、私のような感覚からすると、ちょっとぶっ飛んでいるかなと。つまり、多少現実から離れているかなという気はするんです。

米田主査 まず、公会計改革を先にありきの話ですね。

中村特命理事 そうですね。ですから、逆にいえば、公会計改革そのものが中途半端に終わりそうな状況であるので、本来それは東京都がやっているような徹底的な発生複式を持っていきながら、いわゆる単年度の現金主義の会計から移行して、年度に縛られない事業運営ができるようなところ

まで持っていけば、国、地方の行財政運営の効率というのは、画期的に高まるだろうとは思っています。私も民間で、第3セクターですけども、代表取締役をやっておりましたので、そのよさというのはつくづくわかっております。

米田主査 あと、この場合、繰越金の問題もありますね。それはどういうふうにお考えですか。基本的に繰越を認めるんですね。

中村特命理事 勿論そうですね。

米田主査 勿論そうでないと、使い切りだと、また無駄がいっぱい出ますね。

中村特命理事 勿論そうですね。単年度の弊害の1つは、使い切りがございましてね。

米田主査 個人的には、全く同感なんですけれども、これは結構大きい話なので、ここで取り上げることはちょっと大変かもしれませんね。

ただ、将来的な目標はこのノンストップ行政であるにしても、もう少し、先ほどの出来高払いの仕組みが実は大変だという話について、説明していただけますか。

中村特命理事 それも今の発生複式の考え方をそこに一部導入するという発想なんですけど、要は全く3月末に出来高を確認して、その出来高部分をぴったり払うわけですよ。そういう建前なんです。ですから、実質は数字を合わせたりという世界でやっていますけれども、それに見合った図面をつくって、書類をつくって、それに合わせて生産行為をするんです。それは継続事業の場合にも、繰越明許で翌年度に一部繰越す場合でも、全部出来高確認をするんです。

土木事業の場合には、割と書類ベースで済むんですが、建築工事の場合には、写真とか図面とかを含めて、相当厳密に資料が必要なときに、その作業が相当大変なんです。なおかつお金を返す、返さないの話もありまして、継続費の場合には、逐次繰越も含めて、ある程度弾力的な運用はしていただけますけれども、それにしても、仮にその年度の部分を返すことになったときには、中継をしている県がまず返されては困るとか、そういう話が必ず出てくるんです。それはなぜかということ、霞が関が困るからだということになるんです。

ですから、そんなこともあるので、そもそもが継続事業の場合には、ある程度の概成的な出来高については、その範囲ということにするにしても、出来高の状況と数字をぴったり合わせるというところまでは厳密にやらなくても、ある程度概成的な出来高がわかっているれば、契約ベースの支払でOKだよというところまで緩和していただければ、随分楽になると思います。

米田主査 今、概成的とおっしゃいましたね。

中村特命理事 おおむねこの辺はできているね、7割なら7割できているねということです。

米田主査 おおむねこの辺ができて、アバウトということですね。

どんぴしゃ、現金ベースで一致して、しかも写真で撮ったものがばっちりその日の日付が入って一致するというものが、でもそれは、どちらかというと会計検査に引っかかる問題ではないんですか。

中村特命理事 会計検査は勿論そうですね。会計検査に引っかかるんです。

米田主査 要するに、会計検査で引っかからないようにするために、みんな一生懸命合わせて書類をつくるんですが、それが大変な負担になっていることと、あともう少し緩やかでも、現実問題

ないわけであればいいのではないかとということです。

中村特命理事 これはですから、ある意味では会計検査の一種の検査基準に関わってくる問題なのかなと思います。

米田主査 私が思うのは、会計検査に通すためにかけられているマンパワーというのは物すごく、それをもっと現場のものづくりに回せば、本当はいいものができるのではないかと気はするんですけどもね。中村特命理事 まず1つは、会計検査の問題もそうなんです、市町村の場合には、更に別枠で県の検査もあるんです。それはやはり大変ですね。両方引っかかることもあるんです。全然やり方も違うし、書類も違うんです。

米田主査 やはり、それがぴったり合うことの価値とぴったり書面上で合う、現金上で合うということに欠けるマンパワーがこのくらいだとしたら、おおよそ合っていることによって、ほかのマンパワーが下がって得られるいろんな利益をはかりにかけると、おおむねにしたときに得られる利益の方が大きいですねというお考えなんですね。

中村特命理事 少なくとも、年度末は大変ですので、その書類づくり、写真を撮ったり、いろいろ大変なんですね。

米田主査 それで今の繰越のときの話は分かったんですが、あともう一つ、参考資料2については、書類がたくさんあり過ぎて、もっとこれを簡素化できるのではないかとということです。

中村特命理事 これは、私どもの方で規制改革の提案をさせていただいてことがあります。補助金合理化プロジェクトみたいなことで、そのときにもこんな資料を出させていただいたんですが、補助金と地方債とそれぞれ書類が必要で、しかも様式が別々。別の話では、年度をまたぐときに出来高の確認の検査があって、提出書類が必要になる。年度が変わると改めて国庫補助申請なり、記載の申請手続きが必要になる。学校についても、新たな名簿の提出が必要になるとか、それぞれそういう書類の必要性が出てくるということなどです。

米田主査 在校生名簿まで要るのかと言われたら、本当にどうして要るのかしらと思わないでもないですね。

中村特命理事 もうかる仕事では決してありませんので、決して不要な学校をつくるつもりはないんです。大変なお金ですのですね。せいぜい今、補助金は学校建設ですと、実質は10分の1ぐらいではないですか。

米田主査 やはりそういう過剰な書類を要求されるときは簡素化についても、実は規制改革会議のテーマにいたしております。

中村特命理事 かなり簡素化されてきたと思います。今までは紙ベースでなければだめだったものが、お互いにやっとデータベースで、お互いにデータのやりとりがよくなったとか、いろいろございますけれども、やはりどうしても厳密な書類が必要になってくるというところで。

米田主査 逆に電子データでは、電子データだけだと大変なので、紙ベースも欲しいということで、二重に用意をすることなどありませんか。

中村特命理事 あります。

米田主査 かえって大変になったというお話も聞きます。

中村特命理事 当日も持参して協議するわけです。

米田主査 例えばこの書類の事例の中で、1つの書類の中にいろんな項目が含まれているので、そう簡単ではないと思うのですが、こういったものについては省けるねという御提案があれば、教えていただけるといいかなと思います。

中村特命理事 私は技術系ではないものですからあれなんですけど、実設計までやっているわけですので、その実設計関連の図面というのは特に問題ないと思うんですが、今もお話ししました在校生名簿ですとか、そういったたぐいのものとか、やはりもう一つは、様式の統一です。地方債と補助金の関係について、様式をとらせていただくとか。

米田主査 その様式ですか。提出書類の種類ですか。

中村特命理事 種類もそうですね。

米田主査 種類もそうですし、似たようなものを出すわけですね。似たようなものを違った様式で。

中村特命理事 どっちみち、いわゆる補助基準は、いわゆる単価差、対象差とございまして、補助基準単価というのは、非常に低くなっているんですね。ですから、単価表を添えても、その単価に満たない金額しか補助金は出ませんので、一つひとつの単価表と全部すり合わせて、その積算資料から何から全部出せということではなくて、一定の規模なり機能なり、例えば学校なら学校の規模なり機能なり教室数なり、そういった大枠の部分がわかっているならば、その何分の1という形で資料を簡素化していただければ、随分助かります。

米田主査 これはほんの一例にすぎなくて、すべての事業にそういういろんな数多くの様式の異なる申請書類が必要になるわけで、その簡素化は是非取り組んでいきたいなと思っております。

中村特命理事 私どもは、行政規模がありますのであれですが、やはり自治体の規模が小さくなればなるほどこういった分の負荷が大きくなるんですね。

米田主査 最後にお伺いしたいんですけども、今、言われたような御要望については、御説明を大分理解しつつ伺ったわけですが、総務省とのいろんな議論において、総務省の態度はどんなふうで、どちらに向けて進んでおられるのかをちょっと教えてください。

中村特命理事 参考資料4に書いてあります。これが私もメンバーで参加させていただいた地方財務会計制度研究会です。これは私どものこういった関係の提案と、たまたま今、申しあげました公会計改革の課題が重なって書かれております。

米田主査 資料はどれですか。

中村特命理事 あとで追加でお配りいたします。

米田主査 いただけていない。済みません、これを持っていなかったもので、よくわかりませんでした。

中村特命理事 済みません。これはまだ説明をさせていただいておりませんので、これは総務省さんの考え方は全く入っておりません。私どもと出席された委員さん方から出された論点と、委員さん方の意見を総務省がとりまとめたものです。ですから、いろんな意見が出ております。いろんな意見が出ているので、結論なしというものがこの会合の結論です。しり切れトンボで終わってし

まったということです。

米田主査 これは去年の7月に行われた地方財務会計制度研究会の資料なんですね。

中村特命理事 去年ではなくて、もう3年前になります。平成17年7月です。

米田主査 3年前ですね。

それ以降はどうなんですか。

中村特命理事 それ以降は、この5回を踏まえて、もう一回集まっていたいて、最終的な整理をしたいというお話をいただいたんですが、第6回目は開かれずに、そのまま流れ解散になりました。

米田主査 そうですか。では、それが今の総務省とのやりとりですか。

中村特命理事 そうです。ですから、総務省としてこれについての見解というのはいただいておりません。委員会としてはどういう結論だという集約はせずに終わったということです。

米田主査 そうすると、では、今、しり切れトンボに終わっているというお話でしたけれども、更に総務省に対して、今後これに関して期待するテーマがあれば、どういうふうにしてほしいとかがございますか。

中村特命理事 やはり公会計改革がある程度動いたら、次はそれを踏まえて、例えば地方債とか、あるいは今、あった単年度主義の縛りですとかを含めて、地方の財務会計制度そのものの縛り、規律密度をもう少し緩くしていただく、つまり自由に発注なり契約なり、そういった財政運営ができるように、マネージメントの一番大事な部分ですね。それがただ単に制度的に窮屈であるだけではなくて、やたらと手間暇がかかる。そこは地方の行政の人員削減の面でも、非常に大きなネックなんです。重た過ぎるんです。株式会社ですと、経理が数人いればやれるんですが、地方行政の場合には、本当に各所管ごとに全部財務担当を置いて、予算になれば、各所管ごとに大騒ぎして、予算・決算の対応をする。その辺の行政組織全体が非常に重たくなっているという、かなり大きな原因がこの地方財務会計制度にあるんだろうと私は認識しておりまして、私だけではなくて、うちの市長もうちの職員みんなそう思っているんですけれども、かなり地方の職員は思っていると思いますよ。

米田主査 草加市さん以外に、こういう要望を持っておられるところは、ほぼ全市だという感じなんでしょうか。

中村特命理事 そうですね。かなりこの部分についての問い合わせをいただいておりますし。

米田主査 問い合わせというのは、どういう問い合わせですか。

中村特命理事 契約手続です。年度開始前に入札をやりたいんだけど、どうになりましたかという問い合わせや、長期継続契約の範囲はどこまでしましたかという問い合わせとかです。

米田主査 それは草加市単独事業でやっておられるもの。

中村特命理事 草加市単独事業も含めて、委託業務についても、今、随意契約から入札に切り替えたい。ただ、入札に切り替えるためには、年度前に入札をやらなければいけない。長期継続契約の対象にならないし、4月1日からすぐ業務を始めなければいけないから、4月前にやるとすれば、入札をやらなければいけないんだけど、今の総務省の考え方だと入札できないから、どうしたらいいんだろうという相談ですね。

米田主査 草加市さんは、今、それを草加市さんの単独事業については、委託事業も含めて年度前からやっていたらいいんですか。

中村特命理事 基本的に入札はできませんので、今までは随意契約という形なんですけど、ただ、随意契約自体が非常に不透明だという指摘がありますので、このところでルールをつくりまして、随意契約も2つに分けて、いわゆる特定業者選定契約と簡易競争契約制度と2つに分けて、簡易競争契約の方は、複数の業者さんから見積書を出していただいて、その業者さんの名前と見積金額と決まった業者さんと全部整理した上で公開することにしました。ここでやっと、最終的に草加市としてそういうふうにしてほしいということになりましたので、5万円以下の契約から全部オープンにします。

そういう形で、随意契約というのは、訳のわからない役人が適当に便宜を図るみたいにとられ方をしかねませんので、そういう形ではなくて、透明で競争性のある契約として、随意契約の中でもやっていますよということを明確にした上で、実質的には入札と同じようなやり方をしようと思います。ただ、名前がそういうことであるということです。

米田主査 例えばそういうことも含めて、草加市さん独自のやり方も含め、なるべく前倒しを心がけておられることに対して、他市からいろんな問い合わせが来るということですね。

中村特命理事 まだ簡易競争契約は、やっとならぬところまで来ましたので、それまでは長期継続契約でどこまで捨てるかということを一先懸念模索しておったんですが、長期継続契約でやはり特定の業者さんは最低3年間、ずっとその業者さんに行ってしまうので、いろいろ問題が多いんです。ですから、余りそれは広げられないんです。

ですから、そういうことが見えてきましたので、随意契約のやり方をもうちょっとオープンにするといえますか、透明化するという方向でやっています。その部分については、まだホームページとかを含めて、私どもはアナウンスしておりませんので、その分については、問い合わせはいただいております。ただ、1つのやり方としては、それがあつたかなと思います。

ただ、それを入札制度でもできるという形にしていただく方がいいわけです。

米田主査 もっと制度的にオープンにね。

私の方からは質問は以上なんですけど、事務局からありますか。

事務局 特にございません。

米田主査 今日は結構難しい話を短時間に盛りだくさんしていただきまして、どうもありがとうございます。規制改革会議といたしましても、これらの問題について取り上げて、検討してみたいと思っておりますので、また改めていろいろ教えていただくこともあつたかと思いますが。

中村特命理事 市町村の場合には、大きいところは350万ぐらいの自治体がございますけれども、やはり規模が小さい、中小企業なものですから、せめて小回りがきかないと人も減らせないという状況でございますので、是非よろしく願ひいたします。

米田主査 わかりました。またそのときはどうぞよろしく願ひいたします。

以上で今日は終わります。ありがとうございました。